

規 則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七十五号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「。」の下に「並びに建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下この条において「省令」という。）第十三条の二第一項から第三項まで及び第九項並びに第十三条の三第一項及び第七項」を加え、「法第十二条」を「第十二条並びに省令第七条の二及び第八条」に改め、同条第二項中「建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）」を「省令」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。